

佐賀市(佐賀県)

(2005年12月29日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年10月1日	合併の方式： <input checked="" type="checkbox"/> 新設・ <input type="checkbox"/> 編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ <input type="checkbox"/> 無		
人口 ⁽¹⁾ ：208,783人(高齢化率 ⁽²⁾ 18.2%)	面積 ⁽³⁾ ：355.15k㎡	
議員数 ⁽⁴⁾ ：38人(法定上限38人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：1,508人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：0.658	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算出	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：67,420,743千円		
うち、地方税23,594,859千円、地方交付税11,554,223千円		
合併特例債発行予定額 極力起債しない(発行上限額は限度額の2分の1) 同限度額 43,600百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業5.4%、第二次産業21.6%、第三次産業73.1%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。 (5)：人事異動記者発表資料。 (6)：財政課試算。 (8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧佐賀市	167,955人	17.6%	103.76k㎡	34人	1,091人	0.71	87.3%
旧諸富町	12,086人	20.6%	12.02k㎡	16人	88人	0.50	87.7%
旧大和町	21,956人	18.2%	55.42k㎡	18人	142人	0.57	94.2%
旧富士町	5,116人	31.5%	143.25k㎡	13人	95人	0.28	91.9%
旧三瀬村	1,670人	29.6%	40.7k㎡	10人	42人	0.18	94.7%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。 (5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

(1) 合併の理由・目的<⑤財政状況、④少子高齢化、②地方分権推進> 合併しなかったことによるリスクを回避するため。
(2) 合併のプロセスで重視したこと<⑧事務事業の調整、④期日、③方式> <最も重視したことの具体的な内容> 事務事業の調整において、極力調整を先送りせず、また財政への影響を考慮して高水準に調整しないように努め、適正な負担と給付となるように配慮した。
(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、④地域団体・経済団体など> <合併推進の具体的な活動> 旧佐賀市が合併の検討を始めたのは、合併特例法第4条の2による直接請求をJCが中心となっておこなったことがきっかけである。その後、合併の枠組み変更後は、首長会議により合併協議会設置に向け議論を進めてきたところである。

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯																			
2002年8月から2003年12月までの間、今回の合併関係市町を含み他町と合併協議を行っていたが、主に市街化区域、市街化調整区域の設定の点で意見が整わず、合併協議会を解散した。																			
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議																			
2002年8月から2003年12月までの間、現在の合併関係市町村を一部含み他3町と合併協議を行っていた。新市長の公約として、その3町との早期合併を掲げられている。合併後間もないため、具体的な話を行っているわけではない。																			
(3) 合併関係市町村の従前のつながり																			
②郡の構成市町村の一部、④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑥広域連合の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑩生活圏が一致																			
(4) 合併の端緒																			
2001年9月、旧佐賀市が合併の検討を始めたのは、合併特例法第4条の2による直接請求をJCが中心となっておこなったことがきっかけである。この直接請求による合併協議会の設置については、一部の町議会により否決されたが、その後、首長、議長による合併の検討につながった。																			
(5) 任意の合併協議会（設置期間：2004年6月19日～2004年9月30日）																			
構成メンバー	首長、議員各2名、住民各3名、地元紙OB（生涯学習関係県財団副理事長）、労働団体代表 計32名																		
運営上の工夫	任意協議会で合併について合意ができた市町村間で法定協議会設置をするべく、合併関係市町村間で事前に合意していた。																		
(6) 法定協議会（設置期間：2004年9月18日～2005年9月30日）																			
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無																		
構成メンバー	首長、議員各2名、住民各3名、地元紙OB（生涯学習関係県財団副理事長）、労働団体代表 計32名																		
運営上の工夫	法定協議会設置＝合併という前提のもと、事前に合併関係市町村間で合意していたので、任意協議会と同じ委員で法定協議会を構成した。																		
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）																			
<p><協議を行ううえでの工夫></p> <p>合併の方式については、議会議員の取扱い、地域審議会等の取扱いとセットで、首長及び議長で構成する「合併の方式小委員会」で協議した。これらの項目については、各市町村議会で十分な検討を行った上で、同小委員会に臨んでいただいた。</p>																			
<p><協議開始および決定の時期></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(①方式)</th> <th>(②期日)</th> <th>(③名称)</th> <th>(④位置)</th> <th>(⑤財産)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議開始：</td> <td>05年9月</td> <td>05年9月</td> <td>05年9月</td> <td>05年9月</td> <td>05年9月</td> </tr> <tr> <td>合意：</td> <td>05年10月</td> <td>05年11月</td> <td>05年10月</td> <td>05年10月</td> <td>05年10月</td> </tr> </tbody> </table>			(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)	協議開始：	05年9月	05年9月	05年9月	05年9月	05年9月	合意：	05年10月	05年11月	05年10月	05年10月	05年10月
	(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)														
協議開始：	05年9月	05年9月	05年9月	05年9月	05年9月														
合意：	05年10月	05年11月	05年10月	05年10月	05年10月														
<p><決定に至るまでに最も難航した項目と解決策></p> <p>合併の期日については、合併特例法の経過措置、合併算定替の期間、国県からの財政支援措置等の点から一番有利な期日を検討したが、最終的に確認ができず、電算統合の都合により、期日を決めたところ。</p>																			

<基本項目①「合併の方式」の決定理由> 新設 ・編入
 編入を主張する旧佐賀市議会と新設を主張する旧町村議会の間で、意見の折合いはつかなかったが、合併を壊してならないとして旧佐賀市議会が折れたところ。

<基本項目②「合併の期日」の決定理由> 2005年10月1日合併
 合併の期日については、合併特例法の経過措置、合併算定替の期間、国県からの財政支援措置等の点から一番有利な期日を検討したが、最終的に確認ができず、電算統合の都合により、期日を決めたところ。

<基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由> 公募有 ・無
 決定手続：合併協議会委員全員で協議、一部に異論はあったものの大多数の委員の合意を得た。
 選定理由：佐賀県佐賀市の名称が一般化しているため。

<基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点> 既存施設 ・新規建設
 特段理由なし、異論なく旧佐賀市庁舎となったところ。
 (新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い)
 新市の総合支所とした。

<基本項目⑤「財産の取扱い」>
 (新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産)
 正負ともになし。

(8) 新市建設計画

計画の期間：9.5カ年

理由 もともと10年間計画としていたが、合併期日が半年間延びたため。

<策定に当たっての工夫>
 特になし。

<関係市町村間での調整が難航した項目>
 特になし。

<新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫>
 旧佐賀市の総合計画をもとに各町村の特色を盛り込んだもの。

<新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容>
 旧佐賀市の総合計画をもとに各町村の特色を盛り込んだもの。

単位：百万円 ()は%	合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2005年度	2009年度	2014年度
歳入合計	75,319	69,208	63,026	59,925
地方税	24,132(32.0)	23,954(34.6)	22,994(36.5)	23,343(39.0)
地方交付税	11,453(15.2)	11,868(17.1)	11,888(18.9)	11,682(19.5)
歳出合計	72,296	69,208	63,026	59,925
人件費	13,170(18.2)	12,814(18.5)	13,014(20.6)	11,607(19.4)
(参考：一般職員数)	(1,458人) ⁽²⁾	(1,771人) ⁽³⁾	(-)	(1,654人)
公債費	8,995(12.4)	9,023(13.0)	10,164(16.1)	9,798(16.4)
普通建設事業費	12,974(17.9)	9,162(13.2)	7,989(12.7)	6,929(11.6)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ (2)企業含まず。 (3)企業含む。

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	
合併関係市町村間においては、旧1市2町にまたがり1つ都市計画区域が設定されている。今後は、市街化調整区域における開発可能地域の設定が可能か検討する必要がある。	
(10) 住民への情報提供等	
<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等の配布（全6号。配布方法：全戸配布） ・住民説明会の開催（延べ100回開催、延べ3,926人参加） ・HPの開設（2004年10月開設、随時更新） 	
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	
(時期)：2004年8月 (対象者)：旧富士町が単独で有権者を対象に行った。 (方法)：投票方式	
(12) 都道府県からの支援	
財政支援：佐賀県合併協議会支援補助金 10,000千円	
(13) 外部コンサルタントへの委託：有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無	
委託費	千円
委託内容	

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	有（定数特例（定数 人）・在任特例（在任期間 年 ヶ月））・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
その理由	新設合併であり、また特例を適用した場合は経費が増加するため。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> （2006年3月31日まで特例措置を適用）・無
その理由	農業委員会業務、手続きが滞らせられないという点、事務の継続性の点から選挙による委員を合併後6月間在任する在任特例を適用した。
(3) 三役	
旧佐賀市	市長、助役、収入役は退職。
旧諸富町	町長、助役、収入役は退職。
旧大和町	町長、助役、収入役は退職。
旧富士町	町長、助役、収入役は退職。
旧三瀬村	村長、助役、収入役は退職。
(4) 一般職	
定員管理	<定数の削減>現在1,771名を10年間で1,654名に削減。
給与の調整	<給料表の統一>現給を保障するため、旧市町村で支給された給料号給を格付けた。
役職の調整	具体的な調整は行っていない。例えば、旧町村で課長職であった職員は、新市においては課長又は課長級参事としている。
(5) 組織・機構の整備方法	
本庁の部に対応した形で支所の課を整備し、各地域の特殊事情により支所全体で2課の設置を行った。	
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法	
該当なし。	

(7) 地域審議会等		
設置の有無	有(旧諸富町、旧大和町、旧富士町、旧三瀬村に設置)・無	
その理由	旧町村の意見の反映及び不安解消のため。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
法人市長村民税(均等割, 法人税割)	旧佐賀市：制限税率 旧町村：標準税率	2006年度から制限税率に統一。
都市計画税	旧佐賀市：課税している。 旧諸富町、旧大和町：課税していない。	2006年度から、市街化区域全域で課税する。
入湯税	旧佐賀市：宿泊150円 宿泊なし50円 旧大和町：150円 旧富士町：宿泊150円 宿泊なし80円 旧三瀬村：宿泊150円 宿泊なし 課税免除	合併の次年度から 宿泊150円 宿泊なし80円
(9) 上下水道使用料(調整方針：合併後に新たな料金を設定する。)		
上水道料金	合併時の次年度から新たな料金体系を設定するとしており、旧佐賀市の料金をもとに調整をおこなったところ。	
下水道料金	合併後、3年を目途に新たな料金で統一することとしている。	
(10) 上下水道以外の使用料等(調整方針：合併関係市町村間で差異のあるものは、合併の次年度から旧佐賀市の例に統一する。)		
例外措置	特になし。	
(11) 国民健康保険事業の調整(調整方針：被保険者に対するサービスの均一化や負担の公平性に留意し、財政状況や医療費・国の動向を踏まえて、国民健康保険事業の健全で円滑な運営を確保するよう合併時の次年度から新税率を設定し統一税率を適用する。)		
賦課徴収方法	3市町で税3方式 2町村で税4方式	2006年4月から所得割、均等割及び平等割の税3方式に統一。
所得割	旧佐賀市 10.4% 旧諸富町 9.8% 旧大和町 8.3% 旧富士町 7.7% 旧三瀬村 7.8%	2006年4月から統一。 率については、現在、算定中。
資産割	旧大和町 35.0% 旧三瀬村 30.0%	2006年3月で廃止。
均等割	旧佐賀市 24,000円 旧諸富町 24,000円 旧大和町 30,000円 旧富士町 28,000円 旧三瀬村 21,000円	2006年4月から統一。 額については、現在、算定中。
平等割	旧佐賀市 38,500円 旧諸富町 36,600円 旧大和町 35,000円 旧富士町 34,000円 旧三瀬村 30,000円	2006年4月から統一。 額については、現在、算定中。

(12) 介護保険事業（調整方針：従来から同一金額のため調整不要）	
第1号被保険者の月額の基準保険料	全市町村 3,736円
(13) 電算システムの取扱い（合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した）	
整備方法	旧町村のデータを旧佐賀市に移管する方法で新市の電算システムの統合を行った。
(14) 町・字の名称・区域	
名称・区域の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無
変更した場合、その内容と理由	新市の住所の表示に「村」という表示を残すために、旧村の大字区域ごとに新市において字の設定を行った。

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：18,200百万円/10年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	策定作業中（具体的に：事務的な検討を行っている段階である。）
総合計画	策定作業中（具体的に：事務的な検討を行っている段階である。）
(3) 合併による効果	
<p><③重点的な投資による基盤整備の推進></p> <p>厳しい財政状況を勘案すると旧市町村に均衡を図りながら投資することは困難な状況にある。重点的な投資を行うために4つの重点プロジェクトを設け、新市全体に波及効果のある事業を実施することとしている。</p>	
<p><④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開></p> <p>福岡市と隣接したことによる佐賀市の都市としての可能性（生活環境、観光面等）を拡げていくこと。</p>	
<p><⑤行財政の効率化></p> <p>合併による効果を最大限引き出すためにも、積極的に行政改革を行っていくことが必要である。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p><①役場が遠くなり不便になる></p> <p>旧町村役場を新市の支所としている。統廃合については、段階的に縮小していくが、本庁舎までの距離、交通手段、地域住民の意向及び社会情勢の動向を考慮し、概ね10年後に再度議論することとしている。支所については、住民の利便性を考慮して、当面旧町村の庁舎を活用し、一部管理部門を除き、合併前のサービス機能を維持する。</p>	
<p><③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる></p> <p>新市建設計画の計画期間である2014年度末までの間、旧町村の区域において、それぞれ地域審議会を設置することとしている。</p>	
<p><⑤関係市町村のうち、財政状況のよい市町村に不利になる></p> <p>合併による効果を最大限引き出すためにも、積極的に行政改革を行っていくこととしている。</p>	
(5) 残された課題	
<p>合併市町村間で異なる一部事務組合に加入していたため、合併により統合できなかった事務が残っている。具体的には、新市内で救急・消防体制が異なる地域がある。また、ごみ処理施設が統廃合されないままであり、それに伴うごみ処理・収集方法が旧市町村間で異なっている。</p>	